

競技スキー公認資格者功労表彰規程

(資 格)

第1条 競技公認資格を取得し、競技会役員として20年以上を経過し、当該年度の1月1日をもって、満60才以上の者で加盟団体及び本連盟に顕著な功績のあった者を競技スキー功労者として表彰する。ただし、特例として、公認資格を有していない者でも顕著な貢献のあった者も含める。

(推 薦)

第2条 ブロックは、第1条により選考した候補者を、本連盟理事会に毎年9月末日までに推薦することができる。

(認 定)

第3条 理事会で認定し、評議員会に報告する。

(表 彰)

第4条 功労を表彰するため、表彰状及びバッジを授与する。ただし、バッジは有料とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正